○観音寺市高齢者運転免許自主返納支援事業実施要綱

平成29年１月20日告示第18号

（趣旨）

第１条　この要綱は、高齢者の運転免許の自主返納を促進し、高齢者の運転による交通事故の抑制を図るため、運転免許を自主返納した高齢者に対する支援事業（以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　運転免許　道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第１項に規定する運転免許であって、有効期間内にあるものをいう。

（２）　自主返納　道路交通法第104条の４の規定により、免許を受けた者がその住所地を管轄する公安委員会に対し、全ての種類の免許の取消しを申請し、免許の取消しを受けることをいう。

（３）　申請による運転免許の取消通知書　道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の７第５項に規定する通知書をいう。

（４）　観音寺市のりあいバス回数乗車券　観音寺市のりあいバス運行条例施行規則（平成18年観音寺市規則第25号）第10条に規定する回数乗車券をいう。

（５）　タクシー利用券　事業に基づき観音寺市が発行するタクシーを利用できる券をいう。

（対象者）

第３条　この事業の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）　運転免許の自主返納時において、満年齢65歳以上の者

（２）　第５条に規定する申請書兼受領書の申請日の属する年度の４月１日時点において、満年齢75歳未満の者

（３）　第５条に規定する申請書兼受領書の申請時において、住民基本台帳

法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、観音寺市の住民基本台帳に記録されている者

（支援内容）

第４条　市長は、対象者に対し、次の各号のいずれかを交付するものとする。

（１）　観音寺市のりあいバス回数乗車券（11枚綴り）10冊

（２）　タクシー利用券5,000円分及び観音寺市のりあいバス回数乗車券（11枚綴り）５冊

（３）　タクシー利用券10,000円分

２　前項の規定による交付を受けられるのは、対象者ごとに１回限りとする。

（支援の申請）

第５条　前条に規定する支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、観音寺市高齢者運転免許自主返納支援事業申請書兼受領書（別記様式。以下「申請書兼受領書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）　住所地を管轄する公安委員会が発行した申請による運転免許の取消通知書、運転経歴証明書その他運転経歴情報が確認できる書類の写し

（２）　申請者の本人確認書類（マイナンバーカード等）の写し

２　前項の申請書兼受領書については、親族その他市長が適正と認めた者が代理申請することができる。

（支援の決定）

第６条　市長は、前条の申請書兼受領書の提出があった場合において、その内容を審査の上、適当であると認めたときは、支援を決定し、第４条第１項各号のいずれかについて、当該申請者が希望するものを交付するものとする。

（タクシー利用券の順守事項）

第７条　タクシー利用券の使用に関し、順守しなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

（１）　タクシー利用券の使用は、タクシー利用券に記載された対象者本人に限るものとする。

（２）　タクシー利用券は、使用時に運転手に渡し、使用時のタクシー料金に超過料金

がある場合はその額を利用者が自己負担するものとする。

（３）　タクシー利用券の有効期限は、交付された日が属する年度の翌年度末とする。

（協力タクシー事業者の範囲）

第８条　タクシー利用券を使用して乗車できるタクシーは、市内に本社、事業所等を有し、本市と委託契約を締結したタクシー事業者のタクシーに限るものとする。

（決定の取消し及び利用券の返還）

第９条　市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により支援事業の決定を受けたと認めるときは、第６条の決定を取り消すことができる。この場合において、市長は同条の規定により交付した観音寺市のりあいバス回数乗車券又はタクシー利用券（以下「乗車券等」という。）の全部又は一部を返還させることができる。

２　市長は、前項後段の規定による返還を命じた場合において、使用された乗車券等があるときは、当該乗車券等額面相当額の返還を命ずることができる。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成29年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年５月１日から施行し、令和４年５月１日以後に乗車券等を交付する者から適用する。

附　則

この要綱は、令和５年５月１日から施行し、令和５年５月１日以後に乗車券等を交付する者から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年10月１日から施行する。

別記様式（第５条関係）